

●香川県監査委員公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成29年8月22日

香川県監査委員 三谷和夫
同 大西均
同 香川芳文
同 高城宗幸

- 1 監査対象部局 総務部
- 2 監査対象年度 平成28年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
県税事務所	平成29年4月26日
広聴広報課（県民室）	平成29年5月23日
営繕課	平成29年5月24日
職員課（健康管理室）	〃
人権・同和政策課	〃
税務課	平成29年5月29日
国際課（パスポートセンター）	〃
総務学事課	平成29年5月30日
財産経営課	〃
人事・行革課	〃
秘書課	平成29年5月31日
総務事務集中課	平成29年6月7日
文書館	平成29年7月18日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入について

書損した県税徴収金領収証を無効処理せずに破棄したものがあつた。また、収入取扱員があらかじめ領収金額欄未記載の領収書に押印し、その後不用となつたにもかかわらず無効処理をしていないものがあつた。（県税事務所）

イ 支出について

(ア) 県税事務手当について、誤って支給対象外の事務に支給しているものがあつた。（県税事務所）

(イ) 廃棄物収集処理業務委託において、請求書に記載された首標金額が誤っていた。（文書

館)

(ウ) 超過勤務手当について、支給漏れがあった。(文書館)

(エ) 自家用車を使用した出張について、旅費が支給されていないものがあった。(文書館)

(オ) 高速道路利用に係る通勤手当について、通行料金の還元額明細及び利用証明書を確認しておらず、支給額が過大になっているものがあった。(営繕課)

ウ 契約について

清掃業務委託について、契約で定める各月業務完了後の報告書や仕様書に定める月間清掃計画表が提出されておらず、契約書や仕様書の見直しを含めて検討する必要がある。あわせて、仕様書で定める業務の履行の確認が十分にできるよう、日報等については適切な様式を用いる必要がある。また、2回目以降の委託料の支出命令書に業務の履行を確認した旨の書類を添付していなかった。(文書館)

(3) 検討指示事項

該当事項なし